

公共放送ワーキンググループ（第4回） 議事要旨

1 日時

令和4年12月22日（木）16時01分～18時00分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、山本主査代理、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、今川大臣官房長、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課企画官

4 議事要旨

（1）諸外国の公共放送に関する制度について

事務局から、資料4-1に基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答①

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【内山構成員】

2点質問をさせていただきます。

1点目は、資料の21ページ目の2019年の公共価値テストのところですが、やったことの内容が、30日から12か月への延長ということで、どう考えたって権利者団体も文句を言ったでしょうし、それから、例えば、このワーキングのように、ほかの媒体の方々もいろんなことを多分言ったのではないかなと思うんですけれども、そのときにOfcomはどうそれを捌い

たか、もし情報があれば教えてくださいというのが1点目です。

2点目は、資料の46ページのドイツのプロミネンスルールで、結果的に順番でいうと、ARDがあつてZDFがあつてというまず公共放送があつて、次、RTL、SAT. 1のProsiebenという形で民放が来てという形になりました。この序列を決めるときに、何か公共放送が有利になるような条項とか判断基準があつたかどうか。それから、公共放送は公共放送で、民放は民放で、序列がついた基準って何だつたんだろうというところで、これももし情報があれば教えていただければと思います。

【岸放送政策課企画官】

いただきました2点、いずれも今すぐお答えできる情報を持ち合わせていないという状況ですので、それぞれOfcomのサマリーでありますとか、あるいはドイツのプロミネンスルールの審査の過程など必要な資料を追加で調査いたしまして、改めて御報告の機会をいただければと思います。

【林構成員】

1点、それぞれコメントと質問をさせていただきますと幸いです。

1点目は、イギリスについてですが、Ofcomによる詳細な競争評価スキームが構築されていて、これはこれで非常に有益な制度で、わが国においても一定の示唆に富むと思われるのですが、一点注意しなければならないのは、Ofcomは、放送通信「庁」と訳されておりますが、ただしその基本的な政策は、有識者から成る独立した10名以上の常勤・非常勤の委員によるOfcom委員会が設置され、そのボードを通じて合議によって基本的な政策決定がなされていますので、執行体制としてはわが国の総務省とはかなり異なっています。わが国の示唆を考える場合にはそのあたりを頭の片隅に置いて議論しないと、制度の実行可能性という点でうまくワークしないということがありうると存じます。これはコメントです。

2点目は、フランスについてですが、ある意味、我が国以上に、公共放送が放送制度の中核として推移してきた欧州諸国において、放送受信料は放送制度の屋台骨であるにもかかわらず、特に、フランスにおいて、受信料を廃止して付加価値税でまかなうとした政策が打ち出されたのは驚くべきことだと感じました。そこで質問ですが、フランスで受信料を廃止して税金でまかなうとした背景、特に、経済的背景、社会的背景、政治的背景等いろいろあるかと存じますが、今回の制度はマクロン政権による公約の目玉の一つでもあったように、すぐれて政治的な背景が大きいとは思いますが、このあたり追加でお教えいただけると助かります。また政策決定プロセスにおける

議論、特に、どのような世論があったのかであるとか、受信料制度廃止政策の今後の展望、特にこれが持続可能な政策といえるのかといった点につきまして、すぐに御回答いただくのが難しければ後日でもありがたく存じますので、お教えいただけましたら幸いです。

【岸放送政策課企画官】

今、お答えできる範囲のものをお答えします。

資料の63ページに、フランスの直近の受信料制度に関する動きというスライドをまとめてございますが、林先生御指摘のとおり、マクロン大統領の選挙公約による政治的背景が大きく影響して、今回このような大きな制度変更に至ったという認識でございます。

一方で、それを支える理論的な背景でありますとか、そういったところにつきましては、まだ掘りの調査ができておりませんので、これは別途お答えすることにしたいと思います。本決定は、2024年末までの時限措置とされています。したがって、また2024年末までには、どのようにその後の財源を工面していくのかということは、フランスの中で改めて議論をされるものというふうに承知しています。

【大谷構成員】

補足的に質問をさせていただければと思います。

まず1つに、テレメディア任務規制というところがあったと思いますけれども、提供不可能なコンテンツのリストの中に、全域的なローカルニュース報道の禁止という項目があります。これがどのような意図で設けられたものなのか、実質的にそれを守るためにどのような対応が行われているかということをお伺いしたいと思います。

また、同じページ、40ページだと思いますけれども、理解増進情報に近い内容として、プレスに類似するコンテンツの禁止という新たなルールが追加されているということですが、この規定が導入された経緯であるとか、それに向けての議論といったものについてどのように行われてきたのかといったことについて関心がございます。また、NHKの理解増進情報に本当に相当するものなのかどうかという評価についても確認したいところでございます。その点について教えていただければと思います。

あと、若干のコメントですけれども、少し驚いたのが、グラフにしているところですが、各国でかなりの公共放送が、少なからぬ比率での広告収入を得ているというところにちょっと驚きを持ったところがございます。収入源として一旦そういった広告収入というのを得てしまいますと、なかなかそこから離脱することも難しく、幾つかの競争市場に与える影響がと

でも大きいと思っております。スポンサーとなっている商品やサービスの市場について影響を持つということもありますし、または民間放送との兼ね合いでの競争にも影響がありますし、また、視聴者に対して、そのコンテンツというか、広告情報についてどのような責任が生じるのかといった点でも懸念事項が多いと思っておりますので、そういう懸念事項をどのようにクリアして収入減として活用しているのか。国際放送に特化しているBBCについては異質なところはあるかと思っておりますけれども、この点、今後少し詳しく調べることができればと思っております。

あとはプロミネンスルールというのは非常に関心があるところでして、ぜひ我が国でも取り入れていきたい項目だと思えました。

【岸放送政策課企画官】

ドイツのテレメディア任務規制の中のローカルニュースの全域的な報道の禁止ですけれども、私ども今、承知している限りで申し上げますと、基本的には地域性の確保、あとは、地方紙の保護といったのが名目としてはあるんだらうと認識をしております。あと、ドイツは州政府の集まりですので、そういったことも少し、国家体制的な部分も影響しているのかなと考えています。

プレスに類似のコンテンツの禁止というところにつきましてですけれども、これもいわゆる新聞との調整の過程で入っていると承知をしてございますが、その導入に至るまでの詳細につきましては、まだ調べ尽くせておりませんので、これは何かの機会に深掘り調査をしたいと考えています。

あと広告収入に伴う様々な問題をどのようにクリアをしてきているのかということにつきましても、まだ十分な調査ができておりませんが、今後このワーキンググループで議論していくに当たっても有用な情報かと思っておりますので、調べてみたいと考えております。

【三友主査】

最後の広告収入に関連して、私からも1点お願いがあります。私の知る限りにおいてですが、公共放送で広告収入を得ている国は結構多いのではないかと思いますのですが、ほかにどのぐらいそういった国があるかということと、それから、広告収入に対して上限規制のようなものがあるのかどうかというのを、できれば調べていただけますでしょうか。後者については、今日御発表いただいた国だけでも結構でございます。

【瀧構成員】

コメント1つと質問が1つございます。まずコメントとしましては、やはり各国頻繁に大卒の

議論をしてきて、PDCAを回していますよねというのが大きな示唆として感じました。昔、テレビが持つ意味や情報の取り方が今よりは画一的だった時代には、テレビの公共的価値というのはハイコンテキストといいますか、あまり明文化しなくてよかった時代が長かったんだろうなと思っているんですけども、もはやテレビを見ない人が増えているとか、情報の取り方も非常に多様になっていますので、こういうルールであるとか公共の定義をもっとローコンテキストにしていく必要があるなと思っていて、これはいろんなところで多発発生している議論だと思うんですけども、そういう文脈の中で本件があるんだろうなと理解をいたしました。

その上で、やや林委員と似た御質問があるんですけど、私が個人的に一番興味深く拝聴した話が62ページになりますけれども、フランスで財源の在り方を見直す際に、公共の側で広告を減らす代わりに、民放側の需要が増えるのを見越して民放側に増税するという、非常にラジカルな見方をするというマーケットの捉え方があるというのが非常に驚きでございました。1つの総量があるマーケットとして広告を捉えているというのが面白いポイントだと思っていて、明確に民放と公共を排他的といいますか、競争的な財として見ているようなところがあるというのが非常に面白く思いました次第です。

片や私たちは、もうテレビを見ない層をいかにアトラクトしていくかという、恐らく民放側も公共側、公共側も民放側に補完的に財として働くような要素も出てきているのかなと思っているんですけども、総務省さん、もしくはこれまでの様々な検討の中で、マーケット2つを合わせて視聴時間として見て、1つのある種、ゼロサム的というか、片方が増えると片方が明確に減るみたいな分析というのは、これまでこういうイメージでされてきたものがあるのか、大枠な質問ではあるんですけども、過去にそういうものがあつたのかを質問させていただければと思います。

【岸放送政策課企画官】

瀧構成員の御質問を現段階で咀嚼し切れていない部分もあるかと思っておりますので、理解をした上で、しっかりお答えする準備をしたいと思っております。

【曾我部構成員】

1つは補足というか、フランスの公共放送について先ほど御質問ありましたけれども、私の承知している点を1つ申し上げますと、あの後、憲法違反だという訴訟がありまして、憲法裁判所が財源保障というのは憲法上の要請だというようなことを言ったというような判決がございますので、補足的な情報提供をさせていただきます。

それから、質問というか、今後、調査を深めていただきたい点として、特にイギリス、ドイツに

において、ネット独自のコンテンツというのをどの程度許容しているのかという点をもう少し調べていただくと参考になるのではないかと思います。ドイツに関しては、39ページ目のスライドと、あと40ページ目を併せ見ると、かなり限定的にネット独自コンテンツが許容されているにとどまるのではないかと思いますところですが、それで正しいのかということ。それから、イギリスに関しては明示的には資料でははっきり出ていなかったように思いましたので、その点について御調査いただくとありがたく存じます。フランスについても、もし可能であればということ。

【落合構成員】

英国のレビューについてですが、特に競争評価の話が含まれていると思っております。その中で、やはり具体的にどのような要素をより具体的に検討して、様々な検討がされているかは、より詳細に把握する価値があるのではないかと思います。こういった点ですとか、また費用の点について、デジタル委員会の2022年7月のレポートで、複数の収入について検討されているという点があって、どれか1つだけに乗ることは推奨するものではないということがあったかと思えます。それぞれについて、検討の要素は示されているのではないかと思いますので、こういった点、さらに御調査いただけないかと思ったというのが、イギリスについてでございます。

また、フランスについてであります。フランスでもスライドの56ページで、公共価値テストや三段階テストに該当するような審査はないが、目的手段契約の中で中長期契約を定めているということです。その後、経済省、財務省、文化コミュニケーション省などが議論を行うということになっておりますが、どういう視点でレビューがされていたのかが把握できると良いと思えました。

最後に、参考資料の65ページのメディアフリーダム法についての部分がございます。その中でメディアの多元性テストとして、メディアの市場集中度がメディアの多元性と編集の独立性に与える影響について評価するというような記述があります。このあたりの多元性について、欧州全体としてどう考えているのかということが出ている部分ではないかと思いますので、こういった点もさらに御検討いただけないかと思えました。

【岸放送政策課企画官】

いずれも深掘りして調査をしてみたいと思います。いずれも有益な材料になるように御提供するようにしたいと思います。

(3) 前回会合における質問事項への回答

事務局から、資料4-2、資料4-3及び資料4-4に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答②・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【宍戸構成員】

こちらから幾つか差し上げた質問に対して、特に民放連様、それから新聞協会様から御回答いただきありがとうございました。お立場はよく了解をいたしました。

その上で、これはNHKに対して1点御質問と、それからもう1点、これは総務省に対して御質問といいますか、あるいはこの場全体についての投げかけということになるかもしれませんが、僭越ですがお許しいただきたいと思います。

第1は、NHKについてでございますけれども、単なる同時配信とかNHKのネット活用業務を本来業務化する、必須業務化するとかしないとかということだけではなくて、NHKが今後どういうふうにして公共放送としての役割を果たしていくのかという、言わばその全体像を示さない限り、先に議論が進まないという御意見があるように思います。問題はこれをしっかりNHKさんのほうで出していただけるものなのか、それともそれはNHKとしては出すような話ではなくて、例えば、公共放送ワーキンググループが議論をした上で、それに対する打ち返しという形で出してこられることを想定しているのか。何か議論が詰まってきた、暗礁に乗り上げるような気もいたしますので、NHKの側で今後出される御予定があるのかどうかということについて、NHKさんに1点お伺いをさせていただきたいと思います。

もう1点は投げかけでございますけれども、こういう政策を取ったらこういう効果が生まれるのではないかということについて、ある種の客観的な情報ないしデータに基づいた議論を、通信の分野では総務省ではやられているところ、放送政策については、必ずしもそうでないような議論がこの間されてきている、この場も少しそういうところが煮詰まりつつあるような気もして、私は若干危惧をしております。

具体的なデータないし指標に基づいて、NHKが本来あるべきものをやっているのかやっていないのかとか、こういうことがあったら公正競争を害するおそれがあるという抽象的な話ではなくて、具体的に害するおそれがあるからこの業務はこうやめようとかいった議論にならないといけないのではないかと。私も長年、放送の世界、議論に関わってきて、これはこれで楽しい世界ではございますけれども、ほかの通信であったり、現在のデジタル化が進んでいる社会全体の中で、放送政策の意義について関係者の議論が、我々識者も含めてどこまで保つのかは、私は最近非常に

危機感を持っておりますので、そのことは申し上げておきたいと思っております。総務省において放送法を所管されている以上、放送政策の効果がどうあるべきかということは、事業者から、あるいはそれ以外のアンケート等を通じてデータを把握して、この場に出していただいで議論するべきものだと思いますので、その点についての総務省の御意見もあれば、私はお伺いしたいと思っております。

【伊藤専務理事】

私どもとしましては、前回、御説明させていただいたときにお話しさせていただいたとおり、情報空間の参照点の提供、多元性の確保への貢献が求められているという観点の下、現在の放送と同様の範囲の効用になるものについては、提供の態様が異なっても、NHKとして役割を果たすことができるという考え方でお示ししているところでございます。現状の放送と同様の範囲、効用のあるものと考えてございます。

ただ、また制度面につきましては、先ほど総務省の方から詳細なお話ございました。イギリス、ドイツ等々での様々な取組もございます。その点を踏まえて、この場で構成員の皆様には様々御議論いただければと思っております。

NHKといたしましては、何よりも視聴者、国民の皆様の御理解を得ることが大前提という立ち位置でございますので、このワーキングにおける議論の深まりを期待させていただきたいというふうな立ち位置でございます。

【宍戸構成員】

NHKがそういうお立場であるということは承知をいたしました。であれば、このワーキンググループである程度インテンシブに議論をして、NHK様にも、あるいは民放連様、あるいは新聞協会様にも投げかけていき、また世論等の御反応も見ながらキャッチボールをやっていくということだと承知をいたしました。

【岸放送政策課企画官】

まず、総務省として、放送政策の効果を検証するために必要なデータみたいなもの、当然我々として今持てるものはお出しをしていきたいと思っております。その上で、特に今後の競争ルールを検討していくために、そのエビデンスや調査が必要ではないかということは、過去にも宍戸先生からこの会合の中で御質問いただいたと思っています。それは一つ重要なポイントだと思っております。それはどのようなデータが必要なのかということも含めて、例えば、競争法の専門家である林構成員でありますとか、いろんな方々の御知見も借りながら、どのようなデータをまず御用意す

ることがいいのかも含めて相談をして、皆様と一緒に議論を進めていきたいなという思いでございます。

【三友主査】

2番目の御指摘は非常に重要だと私も思っております、どうしても「おそれ」という言葉だけで議論をすると正しい理解に至らない。それぞれの立場を主張するだけの議論の場になってしまうということがございます。ぜひエビデンスに基づいた主張をしていただければというふうに私も思います。

【林構成員】

先ほどの宍戸構成員の御指摘・御質問については、私も大いに共感するところでございまして、まさにエビデンスに基づいて、今後、競争評価のスキームと申しますか、メカニズムというものを構築し、かつ洗練化させていくべきだと思っております、そのための議論を進めていかなければならないのではないかと思います。ただ、競争評価と一口に言っても、多分、一般の財・サービスの競争評価、例えば、独禁法上の評価と、それから、放送の競争評価というのは、基本的な枠組みとしては似ている部分も大きいとは思いますが、やはり違う部分もあるのではないかと私は思っております、そこは分けて議論していく必要があると思っております。

要するに、競争法でこうなっているからそれを真似て運用するというだけでは、放送の世界ではやはりもたないと思っております。具体的に申しますと、一般の財とかサービスの場合は、競争法上の評価というのは、競争上の懸念のあるものを財とかサービスを個別に取り出して、そこで需要の代替性や供給の代替性等を元に市場の画定を行って競争分析を行います。商品市場の範囲はどうだとか、地理的市場の範囲はどうだとかということで、市場を画定し、その画定された市場において競争の有無・程度の評価を行って、場合によっては、企業結合等、問題となっている行為を条件付きで承認したり、そもそも認めなかったりということをするわけですが、放送と通信においても、基本的にはそういうスキームかもしれませんが、ただ、放送の場合には、個別のサービスについてだけではなくて、先ほどのイギリスの評価も基本的にそうだと思いますけれども、公共の利益にかなうかどうかについて、関連する複数の種類のサービスについて、ある意味、鳥瞰的、総合的に見るために、俯瞰的に市場画定を行って、競争分析しているというところがあると思っております。すなわち、放送のサービスをもう少し広め取る。たとえば言論市場だとか、類似のコンテンツの市場も含めて言論・表現の市場を広め取って、そのような言論市場全体としての競争なり市場の健全性が維持・確保されるかどうかを見るべきだと思います。あるいは言

論市場という言い方ではなく情報サービス市場という切り口になるかもしれません。いずれにせよ、少し俯瞰的に、言論にかかる各種商品役務を見た上で、競争評価をするということになるというところが、やはり違うのかなと思います。独禁法上の場合には個別の商品役務の競争状況の子細に見ていくという、どうしてもミクロ的な観点になりますけれども、それだけだと、放送市場あるいは言論市場全体において公共の利益にかなうかどうかというテストにおいては、少し不足があるような気がしております。これは質問というよりコメントです。

【落合構成員】

今、宍戸先生、林先生、議論されていた点は、非常に重要であると思っております。やはり競争評価においてどういう事項を分析していくのかについては、エビデンスに基づいてという部分と、一方で公共性がある部分の評価をどう考えるかという点とがあると思っております。そのあたりを踏まえてNHK様にも、公共性の部分をどう考えるのかを質問させていただいておりますし、先ほどの海外調査の関係でも、やはり海外の各国で行っている競争評価と言われるもので、具体的にどういう様子を見ているのかという物差しの部分についても、しっかり明確化して議論していくことが大事なのではないかと思っております。

前提として私の意見としてはそう思っておりますが、各発表者からそれぞれ御回答いただいたので、追加して御質問させていただきたいと思っております。NHK様については、特に全体的にこういうものが公共性がある事項とお話はいただいたとは思っておりますが、例えばBBCなどの場合ですと、こういった情報がといったような内容が、より具体的に示されている部分もあると思っております。何となく「あまねく伝える」とか「安心」という説明ですと、何でも概念に入ってしまうような気がします。その部分については、やはりどういう部分により価値があるのかという点、特に日本社会においてということについては、やはりNHK様のほうからも、より明確に意見をまとめていただくということは、議論を深めるという意味で重要ではないかと思っております。直ちに御回答いただくのは難しいかもしれませんが、今後、議論を深めていくにあたって、ぜひ御回答を準備していただきたいなと思っております。

民放連様については、新聞協会様のほうについても、オリジナルコンテンツについて議論いただいている部分もあると思っております。市場をゆがめてはならないのではないかという議論です。そういう部分について、それぞれ御指摘をいただいているものだと思います。それは非常に重要なのではないかと思っております。このときに受信料制度に関する御指摘であったりですとか、有料であるべきものが無料で提供されることについてどうなのかといった点も御指摘をいただいております。一方でこういった市場をゆがめるということもあれば、フランスで行わ

れているように、日本の場合も、これからNHKと民放で協力をしていっていただくことにもなると思います。この際に、どういう協力なのかということは、まだこの時点で予断を持つべきものではないのだろうと思いますが、財源の点だけではなくて、仮に何らかの悪影響があるとして、それを是正するための措置として、協力・連携をしたりですとか、そこに資金であったり、知見であったり投入される可能性も評価の対象になり得るのではないかととも思います。こういった点もまた考慮して、御検討いただけないかと思っております。

【大谷構成員】

新聞協会様から御回答いただいている中で少し気になったところがございます、その点についてコメントさせていただければと思います。

新聞協会のメディア開発委員会様からの御回答で、3ページ目のところです。林構成員からの御質問についての御回答の部分ですけれども、結論として、NHKの業務範囲全般について、公正競争の観点から客観的に検討する仕組みを構築すべきだという点につきましては、非常に共感をするとところでございます。ただ、その前段のところ、ネット業務のなし崩し的な拡大が見られるという課題の御指摘をいただいているところでして、私の理解としては、ネット業務については、かなり拡大するとしても慎重に拡大してきたという認識があるところでございますので、なし崩し的な拡大だと捉えられている受け止め方、それがつまり何らかの悪影響を及ぼす、あるいは及ぼしかねない状況にあるという、そういう御主張なのではないかと思っております。

その点について少し具体的に、どのような点で課題になっているのか。例えば地方紙の情報発信が届きにくくなるとか、あるいは情報、経営などに影響をもたらしているという懸念が生じている、漠然とした懸念だと、それは誰でも懸念したりはするので、少し数字なども含めて教えていただけるようにならないと、なかなか今後の公正競争のフレームワークを考えていく上でも、現状をどのように認識するかということについても、ある程度共通認識に立たなければ議論を進めづらいところもあると思いますので、この点については、もしNHK様のほうから、なし崩しではありませんよという反論があれば、今日でなくて結構ですので、そういう御説明もいずれいただければと思いますし、今後の前向きな議論のためにも、現状をどのように捉えるのかといったことについても再確認しながら、この議論を進めていければと思っております。

質問というよりはコメントでございますので、特に回答を求めるものではございません。

(5) これまでの議論の整理について

事務局から、資料4-5に基づき、説明が行われた。

(6) 質疑応答③・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【曾我部構成員】

NHKと民放、あるいは新聞との協力に関して1つ申し上げたいんですけれども、これはこの会合でも御指摘あったとおり、今回このワーキンググループのテーマの背後には、対プラットフォームというものがあまして、公共的なプラットフォームになるのであって、民放とNHKの対立構造に持ち込むべきではないといったような御指摘もこの間あったかなと思うんですけれども、ただ直接的にプラットフォームの規律というのはこの場で扱うわけではないので、そこがなかなか取り上げにくいところです。ただ、NHKと民放、新聞との協力ということでいうと、対プラットフォームの交渉なり何なりでの協力ということはある、この場でも一応少なくともこういうペーパーには盛り込みうるところなのかなと思ひまして、例えば、契約条件におけるその協力、交渉への協力とかそういったところは一応あり得るところかなとは思ひます。もちろんこれは独占禁止法等の問題もあるところなんですけれども、交渉力を高めることによって、放送事業者、あるいは新聞の立場を強めていくというような視点は、視点としては重要なかなと思ひますので、もし可能であれば入れていただければと思ひます。

【林構成員】

2ページで公共の利益として「市民の利益」ということが強調されていますが、この点は曾我部構成員の以前のプレゼンテーションでも強調されていたかと存じますが、私はこの市民の利益のなかに公正競争上の利益もアウフヘーベンされるのではないかとと思ひていまして、と申しますのも、公正競争の評価軸として、競争法・競争政策の文脈では、これまで、消費者厚生すなわちコンシューマー・ウェルフェアの最大化ということが言われてきたのですが、これは競争法の世界では支配的な概念で、今でもそうです。しかし、メディアの競争政策を考えるにあたっては、この消費者厚生基準を否定する議論が趨勢になってきています。興味深いのは、米国の競争法である反トラスト法において、いわば新自由主義の権化であるシカゴ学派の牙城であるシカゴ大学ビジネススクールのスティグラセンターが、デジタルプラットフォームが民主主義に与える否定的影響を踏まえ、消費者厚生のような通常の経済的基準に限定せず、民主主義の機能がどれだけ影響を受けるかという市民厚生、つまりシティズン・ウェルフェアの観点から検討する必要がある旨述べている報告書をまとめていまして、まさにここで指摘されている市民の利益ということを、あのシカゴ学派でさえ直接受け止めることの必要性を指摘しておりまして、このスライドでは、メディアの公共性と公正競争が並列されていますが、それは資料作成の便宜上やむを得ないとこ

ろですが、繰り返しましておりますように、インターネット活用業務の拡大議論も、そろそろ個別受信者の利便論やニーズ論一辺倒から脱却して、それが市場の健全性を含めた市民あるいは国民全体の利益にとってどう裨益するのかを骨太に議論すべきだと思います。

以上の点は、ほかの構成員の先生方も、同様の趣旨をおっしゃっていたかと思いますが、スライドの記述を特に何か変えてほしいというわけではありませんが、今後、この点を強調すべきではないかと思いました。

【宍戸構成員】

3点申し上げたいと思います。

1点目は、1ページ、2ページ回りのところでもあるのですが、今、林構成員がおっしゃられましたシティズン・ウェルフェアのようなことが、法律によって設置され、特別に受信料によって支えられるNHKの活動について、よりデータに基づいてしっかり指標を定めて測っていくということが大事なのではないか。それが果たせないならNHKは要らないのでありまして、あるいは放送制度全体もそういうことがあり得るかもしれませんが、そういった点を重視していくべきではないかと思います。

特定の媒体やプラットフォームに依存せず、広く視聴され、特に今のデジタル空間において公衆形成に役立つよう、情報の収集、加工、発信、消費のプロセス全体にどう役立っているかということ、成果指標を定めてそれを果たしているかということ、をきっちり測ることが一番大事であり、どの番組の種別はNHKがやるべきでないとかいうレベルの話では、私はないのではないかと思います。

これは実はNHKにとって極めて厳しい要求であり、そのための手段として、本来業務としての同時配信を認める、認めないということではないかと私は考えております。これが1点目でございます。

2点目は、御指摘あった理解増進情報でございますけれども、これが特に新聞をはじめとする非放送ジャーナリズムの機能を発揮される主体にとってのネット業務と競合する側面があるということは、私は全くそのとおりだろうと思います。そうした観点から、単なる経済的競争だけでなく、真に公衆形成に役立つのかとか、自由競争では提供されない情報なのかといったことを勘案しながら限定をかける仕組みが必要かと思います。

本来、競争領域の話であればNHKがやる必要がないであるとか、しかし、受信料を使っている取材であったり、制作をした結果として、これを使わないのはもったいないということなのであれば、例えば、NHK出版のような子会社の業務にして、競争領域の問題とする。また、他の

主体が、公平に情報を卸してもらって、有料サービスをB to B to Cで展開できるようにするといったことを真面目に考えるべきだと私は思っております。

3点目でございますけれども、林構成員からも曾我部先生からもお話ありましたように、デジタル空間におけるメディアの課題、競争と協調といった問題を実効的にガバナンスするためには、重層的にNHKのガバナンスを仕組む必要があります。何度かこの場で申し上げておりますけれども、その中心となるNHKの経営委員会制度については、この点からも見直しが必要だと強く主張したいと思っております。せめて法律の規定上、委員の選任要件に、デジタル社会に詳しい者であるとか、経済競争政策に詳しい者とかを入れるといったことにする。そこがしっかりとしたガバナンスができるのであれば、国のチェックはマイクロマネジメントにならないようにする。それから、協力の領域については、新聞協会様、あるいは民放連様、あるいは様々な主体との協力ということでしっかりしたメディア政策が、プラットフォーム対策も含めて議論できるよう考えていかないと、NHK対どこみみたいな話ばかりに終始してしまうのではないかと思っております。

【内山構成員】

2点ございます。資料でいうと8ページ目、9ページ目にかかるところで、ずっと聞いていて思うことは、質的な差別化、あるいは経営学の言葉で言うならば垂直的差別化ということになりますが、あるいは経済学の言葉で言うならば、非価格競争の領域に対するケアということになると思います。雑駁に言ってしまうと、より高い質、あるいはより高みを目指す、質的な競争の足を引っ張るようなことがないように、というのはストレートに思うところでして、そこはやはりグレンシャム法則を発動させてはいけない、ポピュリズムに走って、単に受けるからという（数量的な）方向だけで評価しちゃいけないだろうな、垂直的差別化ということをやちゃんと意識してほしいなというところはございます。

特にメディア産業なので、多面市場になっていますから、価格競争が作用しにくい場面がたくさんあるわけで、その点でも非価格競争、あるいは垂直的差別化が有効な場面というのはあると思います。そういう意味で、そういう高みを目指す人の足を引っ張ることがないようにというのは、本当にストレートに思うところではございます。

ただ私、2回目のときにお時間いただいて報告させていただいたことですが、そのときに欧州評議会のマスメディアの基準みたいなのを6つぐらいに並べました。その中には、例えば、現実的に幅広く届ける技術的な能力がないと駄目だし、取材、編成、編集の能力もないと駄目だし、一方で、受け手側からの期待というものがないと、やはりマスメディアとしての要件は満たさないよというのは欧州評議会の考え方ですけれども、やはりそういう意味では、それほど多くのプレー

ヤーがそこに参入できるわけではない。特に全く経験のない新プレーヤーがいきなりというわけにはいかないでしょう。そうすると、伝統的マスメディアが果たすべきことはたくさんあるだろうなと思います。

2点目は、今日の資料でいくと13ページ目、国際放送、国際業務に係る御指摘がありました。これは補足的にお話ししたいと思いますけれども、今日の各国の公共放送の資料の中でも、BBCが「その他の収入」を結構取っているんですね。直感的にわかるのは、あれは明らかに特にイギリス国外で、海外番販や様々な知的財産ビジネスを通して儲けているというのはストレートに見えるので、そういった意味で、NHKさんが国内事業者と競合しないところでは、もっと積極的に商売っ気を持ってやってもらってもいいんじゃないかと。それでしっかり収入を得て、例えば、受信料を下げる原資にしていくであるとか、そういうリターンにしていけば、国民的にもハッピーな構造をつくれるので、商売をするということに対して、あまり全否定にならないほうがいいよなというのも直感的に思うところで、特に国際というところに関しては、やはり日本を代表するプレーヤーとして頑張っていたきたいなという期待もございます。

【大谷構成員】

特に新しい論点ということではないですけれども、放送法にも「国民」という言葉で書かれており、今回の資料においても、「国民」という言葉が多数出てきているところです。「国民」という概念を用いることそのものについて否定するものではないですけれども、現在、多数の国籍を持たれている方が、この国の情報空間を共有し、同じような情報に触れていただくという意味での公共性を考えていくときに、全て「国民」という概念を使って論点整理をしていくのが適切ではない箇所もあり得ると思いますので、最終的にまとめていく段階で、これは情報空間の広い意味での「市民」を名宛て人として制度を考えるものであるとか、これは「国民」でいいとかというような整理をしながら検討していければと思っております。

【落合構成員】

私のほうからも何点かコメントさせていただきたいと思います。

1つが、今回のこの議論をしております、最終的にはNHKや放送局の在り方というのは、国民の非常に重大な関心事であると思っております。一方で、今回の検討会に参加しているメンバーには分かる議論をしているとは思いますが、なかなか国民一般に向けて議論を広めていくということを考えたときに、もしかするとそのまま出してしまうと少し分かりにくい議論もあるかもしれないと感じました。具体的には、非常に難しい用語が飛び交っているところもあると思いま

すし、私もその一部となってしまうとも思いますが、しっかり途中の経過を分かりやすい言葉で、国民の目線に合うように議論が進んでいくこと自体も、1つ大事ではないかと思っております。これはどの論点についてこうすべきというよりかは、議論の進め方自体としてそういう点を考慮するほうが、最終的によりよい形になるのではないかと思います。

2点目としては、先ほどの御回答で、民放連様ですとか新聞協会様のほうもお話があった中で、財源などの問題というのもしっかり考えていくべきではないかという話があり、それも重要だと思っております。そうしたときに、私も先ほど、民放とNHKの協力関係について申し上げましたが、NHK自体が、自らの放送において果たすべき公共的な役割というのに加えて、放送業界全体の、一部通信業界や新聞業界にも関わりうるかもしれませんが、そういう中でNHKがどういう役割を果たすのかも考えながら議論をしていくことが必要だと思います。その中で、受信料というのをいきなりなくすることができる状況ではないことを踏まえると、NHKだけに限らず、様々な活動に受信料というのが使われていくことになると思います。このため、ある種のアカウンタビリティというのが求められ、NHKが一番の中心にはなると思いますが、その中に参加していくステークホルダーにも求められていくことがあると思います。そういった視点も持ちながら、議論の論点を設定して、1点目とつながりますけど、外から見ても分かるような形で議論をしていくことが大事ではないかと思います。

【長田構成員】

ありがとうございます。落合先生の御指摘のとおりだと思えました。先生方の御専門のところでもいろいろ御議論いただいているわけですがけれども、やはり言葉は難しいし、こういう意味かな、こういう趣旨かなと思いつつながら、ずっと伺っておりまして、結局なかなか発言難しいなと思っていたところに落合先生がおっしゃってくださって、本当によかったと思っております。

公共放送をどうしていくかというのは、国民にとってとても大きな大切なことだと思いますので、御専門の先生方のこの議論をより分かりやすく発信をしていくというところは、ぜひ事務局に頑張ってやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(7) 閉会

事務局から、第5回会合は2月24日(金)16時~18時、オンラインでの開催、第6回会合を3月15日(水)16時~18時、オンラインでの開催を予定している旨連絡があった。

(以上)